



# 健康保険 きょうと

## 資格喪失日・扶養解除日にご注意ください

4月は、就職・転勤・退職などの理由により、健康保険の資格を切り替えるため、資格喪失届・被扶養者異動届のご提出が大変多い時期です。



### 資格喪失日・扶養解除日の日付、お間違いありませんか？

資格喪失届・被扶養者異動届において資格喪失日や扶養解除日を誤って記載してしまうと…  
**ご本人が意図せず受診日に健康保険の資格がない状態**となってしまう、後日医療費をお返し  
いただくよう返納金の通知書をお送りするケースが発生しています。

#### ⚠ 日付の記載誤りが多いケース

<p><b>① 年度を誤って届出</b></p> <p>.....</p> <p>×「令和8年4月1日」に資格喪失したのに、「令和7年4月1日」と1年誤って記入</p>	<p><b>② 退職に伴う資格喪失届の資格喪失日欄に誤って「退職日」を記入</b></p> <p>.....</p> <p>「退職日の翌日」が資格喪失日です 令和8年3月31日退職の場合の資格喪失日</p> <p>○ 令和8年4月1日 × 令和8年3月31日</p>	<p><b>③ 扶養家族の就職に伴う異動届の扶養解除日を誤って記入</b></p> <p>.....</p> <p>「就職先への就職日」が扶養解除日です 令和8年4月1日就職の場合の扶養解除日</p> <p>○ 令和8年4月1日 × 令和8年3月31日</p>	<p><b>④ 亡くなられた方について、資格喪失(扶養解除)日欄に「死亡日」を記入</b></p> <p>.....</p> <p>「死亡日の翌日」が資格喪失(扶養解除)日です 令和8年3月31日死亡の場合の資格喪失(扶養解除)日</p> <p>○ 令和8年4月1日 × 令和8年3月31日</p>
--	---	--	---

日本年金機構へ訂正を届出いただく場合、訂正届以外に確認書類が必要となることがあります。

### 速やかな提出にご協力ください

資格取得(扶養認定)や資格喪失(扶養認定解除)の届出が遅れると、受診時に健康保険の加入資格情報が正確に確認できないことがあります。各種届書は速やかに**日本年金機構京都事務センター**へご提出いただきますようお願いいたします。



### 資格喪失(扶養認定解除)の際の資格確認書等の取り扱いについて

<p>資格確認書</p>	<p><b>有効期限内の資格喪失(扶養認定解除)であれば、資格喪失届等に添付して返却していただく必要があります。もれなく回収をお願いします。</b></p> <p>有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。ご自身で廃棄してください。</p>
<p>資格情報のお知らせ</p>	<p>返却は不要です。</p>
<p>健康保険証</p>	<p>返却は不要です。 使用できなくなっていますので、ご自身で廃棄してください。</p>

# 令和8年度 健診のご案内

令和8年度の生活習慣病予防健診と特定健診についてお知らせします。



## 被保険者様の健診について：生活習慣病予防健診

3月下旬に事業所様にお届けします。

同封している「生活習慣病予防健診対象者一覧」により、補助対象者を確認することができます。

令和8年度より、人間ドック健診の補助や20歳・25歳・30歳の方への補助が始まり、さらに充実した内容となりますので、従業員の健診にご利用ください。



## 被扶養者様の健診について(ご家族)：特定健診

4月上旬に加入者(被保険者)様のご自宅にお届けします。

補助の利用に必要な受診券を同封しておりますので、ご確認いただきますよう従業員やそのご家族へ呼びかけをお願いします。



# 任意継続健康保険の加入手続きについて

退職等で健康保険の資格を喪失した場合、ご自身で健康保険の加入手続きを行う必要があります。協会けんぽの任意継続に加入を希望される場合の加入要件等は以下のとおりです。

手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
加入要件	○退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上であること ○退職日の翌日から20日 <sup>(※)</sup> 以内に協会けんぽ支部へ「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出(必着)すること <small>(※)20日目が土・日・祝日の場合は、翌営業日までとなります</small>
保険料	在職時の約2倍(上限あり)

### 処理をお急ぎの場合

事業主様より「任意継続被保険者資格取得申出書」の「資格喪失証明欄」をご記入いただくか、退職日が確認できる書類(退職証明書のコピー、雇用保険被保険者離職票のコピー等)を添付いただくことで、通常よりも早く任意継続の資格取得処理が可能となります。

## 令和8年1月より電子申請が利用可能になりました!!

### 申請できる方

- 協会けんぽ加入の被保険者、被扶養者(一部申請に限る)  
※ご申請にはマイナンバーカードが必要となります。
- 社会保険労務士(保健事業は除く)

### メリット

- ✓システムチェックにより、記載漏れなどのミスを防げます!
- ✓郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できます!
- ✓PCやスマホから申請後の処理状況が確認できます!

各種申請手続きの際は、ぜひ電子申請をご利用ください。



詳しくはこちらをご確認ください

